注意) 本記載例はあくまで「例示」であり、実際の申請にあっては実態に即した内容を記載して ください。

様式第六号 (第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和○○年○○月○○日

静岡県知事 〇〇〇〇 殿

申請者

住 所 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 054-000-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の 許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物 の種類及び積替え又は保管を行う かどうかを明らかにすること。)	事業の区分:収集運搬(積替え及び保管行為を除く) 産業廃棄物の種類:廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、木くず、廃油(以上6品目)
事務所及び事業場の所在地 事業の用に供する施設の種類及び 数量	事務所 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号 電話番号 054-000-0000 事業場 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号 電話番号 054-000-0000 事業計画の概要書のとおり
積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての場 所の所在地及び面積並びに当該場 所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類、積替え のための保管上限及び積み上げる ことができる高さ	該当なし
* 事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

既に処理業の許可(他	北の都 都道府県・市	区名	許 可 番 号		
道府県のものを含む。)を静岡県(収集運		搬業) 第02221	00000号		
有している場合はその許 <mark>愛知県 (収集</mark>)		搬業) 令和〇〇年〇	○月○○日付け申請		
可番号(申請中の場	·合に				
は、申請年月日)					
申請者(個人である場	景合)				
(ありがな)	1. E I I	本	籍		
氏名	生年月日	住	所		
(法人である場合)				
(&)	りがな)	住	 所		
名	称		121		
	いしゃ 0000)	│ │ 静岡県藤枝市○○町○番○号			
	社 0000				
	`法第 14 余第 5 垻第 2 ≒ □	号ハに規定する未成年者 [、] 			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	<u>本</u> 住			
1 1		1土	וק		
該当なし					
法第 14 条第 5 項第 2	- 号二に規定する役員(F	- 申請者が法人である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍		
氏名	役職名・呼称	住	所		
(0000)	昭和00年00月00日	静岡県藤枝市〇〇町(
0000	代表取締役	静岡県藤枝市○○町の	 ○番地の○		
(0000)	昭和00年00月00日	静岡県藤枝市〇〇町(
0000	取締役	静岡県藤枝市○○町(
(0000)	昭和00年00月00日	静岡県藤枝市〇〇町(
0000	監査役	静岡県藤枝市〇〇町(○番○号		
	、名称にかかわらず、」				
	力を有する者について、	、住民票の写し			
とおりに	記載する。				

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する 出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

出	資をしている者(申	請者が法人で	あるも	易合に	おいて、	当該株主又は出	資している	る者があるとき	()
	発行済株式の 総数		4		株	出資の額		20,000,000	円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	又		株式の数 の金額	本		籍	
	(0000)	昭和00年	割	20,000		住 静岡県藤枝 ī	‡○○町C		
	0000	00月00日	50.0% 15,000 株		静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇				
	(0000)	昭和00年			静岡県藤枝				
	0000	00月00日		37.5	-	静岡県藤枝			
	(0000) 0000	昭和00年 00月00日		5,000 12.5		静岡県藤枝市 静岡県藤枝市			
					·				
令分	第6条の10に規定	 する使用人(F	 申請者	に当記		<u> </u> ぶある場合)			
	(ふりがな)	生年月	日			本		籍	
	氏 名	役職名・呼	称		住		所		
	(0000)	昭和00年00 0日)月〇		静岡県藤枝市	お〇〇町〇	番地〇		
	0000	工場長			静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇				

備考

- 1 *欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、当該するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

*手数料欄		